

大規模小売店舗立地法届出の手引

2024年
愛知県

目次

1 大規模小売店舗立地法の概要とその手続の流れ

(1) 法及び愛知県における手続の概要	2
(2) 基本的な手続の流図	6
(3) 説明会の開催について	7
(4) 関係行政機関への説明	8

2 大規模小売店舗立地法にかかる届出について

(1) 届出事項等一覧	9
(2) 届出事項別手続一覧	13
(3) 届出書等の様式	16
① 新設の届出書（様式第1項） 〔法第5条第1項〕	
② 変更の届出書（様式第2項） 〔法第6条第1項〕	
③ 変更の届出書（様式第3項） 〔法第6条第2項〕	
④ 廃止の届出書（様式第4項） 〔法第6条第5項〕	
⑤ 説明会の実施状況報告書（県様式） 〔法第7条第1項〕	
⑥ 県意見に対する変更の届出書（様式第5項） 〔法第8条第7項〕	
⑦ 県勧告に対する変更の届出書（様式第6項） 〔法第9条第4項〕	
⑧ 承継の届出書（様式第7項） 〔法第11条第1項〕	
⑨ 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（様式第8項） 〔法附則第5条第1項〕	

(凡例)

この手引で用いる略称は次のとおりです。

法	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）
施行令	大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）
施行規則	大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）
指針	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成19年2月1日 経済産業省告示第16号)
要綱	愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱
要領	愛知県大規模小売店舗立地法事務処理要領

1 大規模小売店舗立地法の概要とその流れ

(1) 法及び愛知県における手続の概要

① 法の目的 (法§1)

大規模小売店舗立地法の第1条には、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配置がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と法の目的が記されています。

② 法の対象 (法§2・§3)

大規模小売店舗を設置する者（設置者）

⇒店舗面積 1,000m²超 (大規模小売店舗立地法施行令§2)

③ 設置者が配慮すべき事項に関する指針の概要 (法§4)

大項目	中項目	具体的な内容
◆設置者が配慮すべき基本的事項	<ul style="list-style-type: none">周辺地域の調査・予測地域住民への適切な説明県意見への誠意ある対応小売業者等の履行確保等開店後の適切な対応	
◆施設の配置及び運営方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none">駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項	<ul style="list-style-type: none">a 駐車需要の充足等交通に係る事項<ul style="list-style-type: none">駐車場の必要台数確保駐車場の位置・構造等駐輪場の確保等荷さばき施設の整備等経路の設定等b 歩行者の通行の利便確保c 廃棄物減量化・リサイクルについての配慮d 防災・防犯対策への協力
	<ul style="list-style-type: none">騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項	<ul style="list-style-type: none">a 騒音の発生に係る事項<ul style="list-style-type: none">騒音問題への対応策騒音の予測・評価b 廃棄物に係る事項等<ul style="list-style-type: none">廃棄物等の保管廃棄物等の運搬・処理c 街並みづくり等への配慮

④ 届出等 (法§5・§6)

a 届出の準備

法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の規定（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じ）による届出をしようとする事業者は、あらかじめ周辺地域の生活環境への影響について、関係の行政機関等に相談するなど、十分な調査予測を行い、計画内容を検討し、入居する小売業者など全ての届出事項を定め、法第4条の規定に基づく指針の示すとおり、自主的に適切な対応を行うとともに、周辺地域の生活環境へのあらゆる影響を極力少なくするよう、自ら配慮してください。（運用要綱§3）

b 届出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

⇒ 名古屋市内を除く愛知県内案件

c 新設に関する届出

大規模小売店舗の新設をする者は、届出事項を記載した届出書に、周辺の地域の生活環境の保持のために設置者が配慮すべき事項を記載した書類を添付して届出を行います。

d 変更に関する届出

大規模小売店舗の設置者は店舗面積の増加、駐車場・駐輪場の位置及び収容台数の変更、荷さばき施設の位置及び面積の変更、廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更、開店時刻の繰上げ、閉店時刻の繰下げ、駐車場利用可能時間帯の変更、駐車場の出入口の数及び位置の変更、荷さばき可能時間帯の変更等を行う場合は、変更の届出書に、変更部分にかかる周辺の地域の生活環境の保持のために設置者が配慮すべき事項を記載した書類を添付して変更の届出を行います。

e 概要書の提出

県は設置者に対し、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出をしようとする場合は、以下の各号に掲げるアからカを記載した、「出店計画概要書」又は「変更計画概要書」を県及び出店地の属する市町村に提出し、その内容を説明していただけようお願いしております。（運用要綱§6）

ア 法第5条第1項又は第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出事項

イ 法第4条の規定に基づく指針を踏まえて配慮する事項及びその内容

ウ 上記ア及びイに関する事項で、設置者が自主的に周辺地域の生活環境の保持のために配慮する事項があればその内容

エ 設置者が各種措置を講ずる際の前提となる予測調査の結果及びその算出根拠

オ その他計画概要を説明する事項

カ 計画概要を記す図面

f 出店制限

設置者は届出をした日から8ヶ月間は当該届出にかかる出店や変更（施設の運営方法に関する事項を除く）をすることができません。

g 公告・縦覧

設置者による新設・変更の届出があった場合には、県は届出事項の概要をすみやかに公告し、届出書とその添付書類を公告の日から4ヶ月間、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課で縦覧します。（運用要綱§7）

h 広域案件の取扱い

出店地市町村の近隣市町村の地域内への影響が想定される場合は、その届出を広域案件とし、設置者は近隣市町村に概要書を提出し、その内容を説明してください。

広域案件の判断基準は、原則として、大規模小売店舗の店舗面積が $3,000\text{m}^2$ 未満の店舗は出店地の敷地境界から半径1kmの範囲が、近隣市町村の行政区域に含まれるものとし、店舗面積が $3,000\text{m}^2$ 以上の店舗は半径2kmの範囲が、近隣市町村の行政区域に含まれるものとします。（運用要綱§5）

⑤ 説明会の開催 (法§7) ⇒ <「(3) 説明会の開催について」を参照>

届出をした者は、届出をした日から2ヶ月以内に、届出書とその添付書類の内容を周知させるための説明会を開催しなくてはなりません。

⑥ 市町村の意見（法 § 8 I・III）

都道府県は、当該大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺の生活環境保持という見地から4ヶ月以内に意見を聴きます。

提出された意見は、その概要を公告し1ヶ月間の縦覧をします。

⑦ 住民等の意見書提出（法 § 8 II・III）

a 意見書を提出することができる者

当該大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺の生活環境保持という見地から意見がある方は、その住所、所属、個人、法人の如何を問わず公告から4ヶ月以内に愛知県に対し、書面の提出により意見を述べることができます。

b 意見書の提出先・提出方法

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課 ⇒ 持参・郵送・電子メール等

c 意見書の提出期限

届出の公告の日から4ヶ月以内

d 公告・縦覧

意見書が提出された場合には、県は意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から1ヶ月間縦覧します。

(運用要綱 § 7)

⑧ 県の意見等（法 § 8 IV・V・VI）

a 県の意見

県は住民等の意見に配意し、指針を勘案した上で、当該届出をした者に対して、生活環境保持の見地からの意見を有する場合には書面により意見を述べます。

また、意見を有しない場合にはその旨を通知します。

b 県の意見の提出期限

届出のあった日から8ヶ月以内

c 公告・縦覧

県が意見を述べた場合は、その意見の概要を公告し、その意見を公告の日から1ヶ月間、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課で縦覧します。（運用要綱 § 7）

⑨ 届出者による自主的対応策の提示（法 § 8 VII・VIII・IX・X）

a 届出者による対応

届出をした者は県の意見が述べられた場合には原則として、その意見を踏まえて、県に対して自主的な対応策を検討し変更届を提出するか、届出事項を変更しない旨の通知を行ってください。

b 出店制限

設置者は自主的対応策の届出の日又は変更しない旨の通知の日から2ヶ月間は当該届出にかかる出店や変更をすることができません。

c 公告・縦覧

自主的対応策が示された場合には、県はその概要を公告し、届出書等を公告の日から4ヶ月間、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課で縦覧します。

⑩ 県による勧告等 (法§9I・II・III)

a 県による勧告

自主的対応策や届出事項を変更しない旨の通知の内容が、県の意見を反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときは、県は指針を勘案しつつ、理由を付して届出者に対し、必要な措置をとるよう勧告します。

b 勧告期限

自主的対応策の届出又は変更しない旨の通知の日から2ヶ月以内

c 公告

勧告した場合には、県はその勧告の内容を公告します。

⑪ 勧告に対する対応策等 (法§9IV・V・VI)

a 届出者による対応策の提示

勧告を受けた届出者は、県の勧告を踏まえて、原則として県に対し必要な変更に係る届出を提出してください。

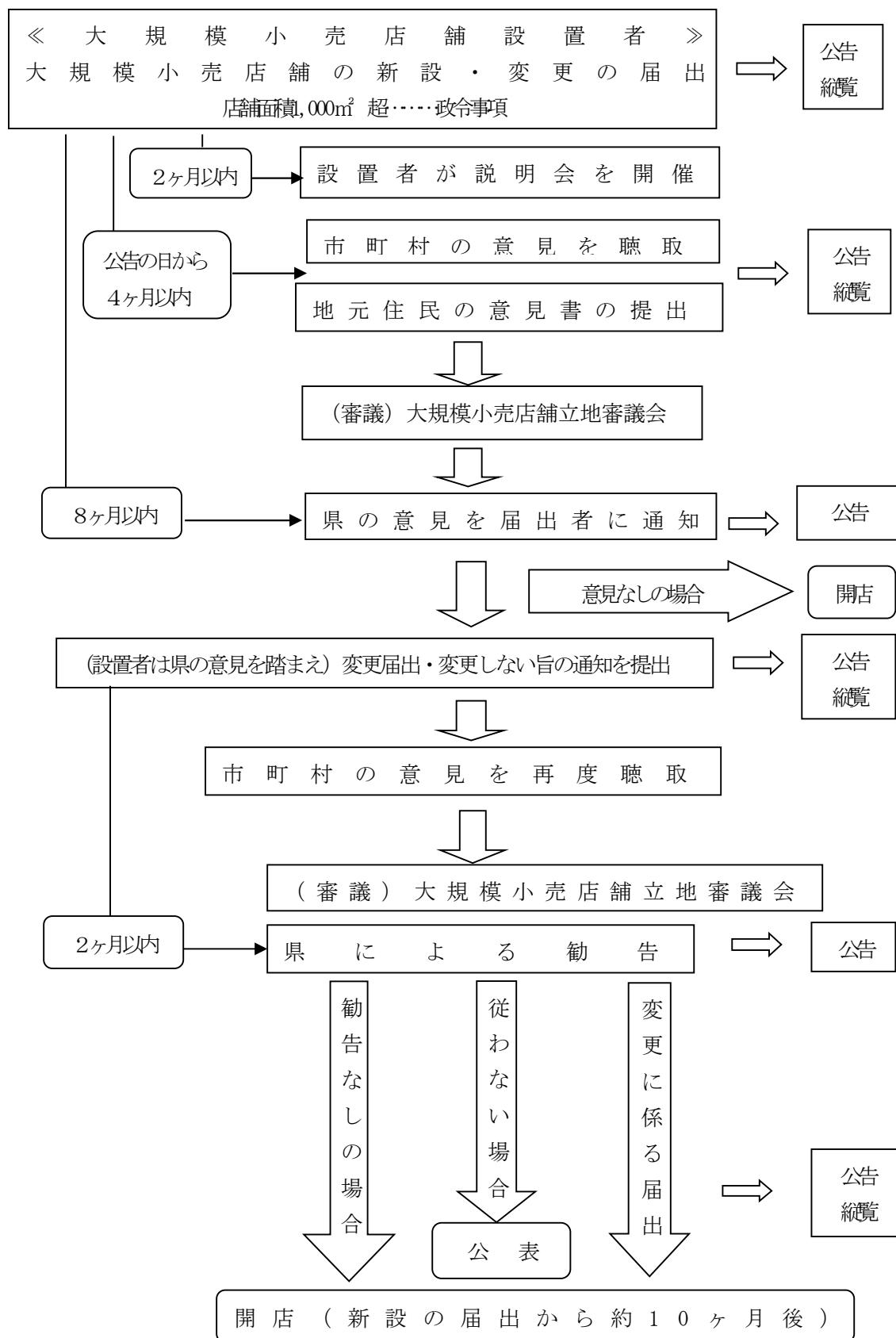
b 公告・縦覧

勧告への自主的対応策が示された場合には、県はその概要を公告し、届出書等を公告の日から4ヶ月間、愛知県経済産業局中小企業部商業流通課で縦覧します。

⑫ 公表等 (法§9VII)

県は届出者が、勧告に従わない場合この事実を愛知県公報に掲載するとともに、必要に応じ、県の他の公報媒体においても行うこととします。(運用要綱§17)

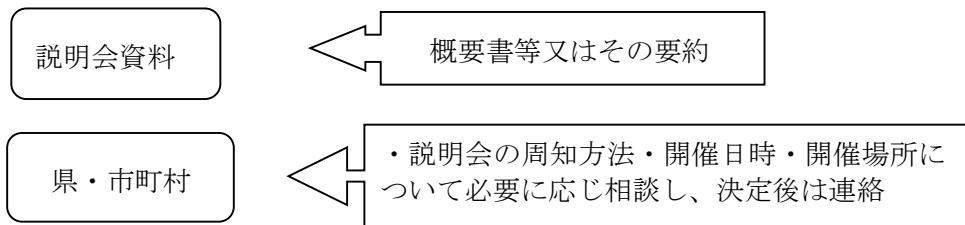
(2) 基本的な手続の流図



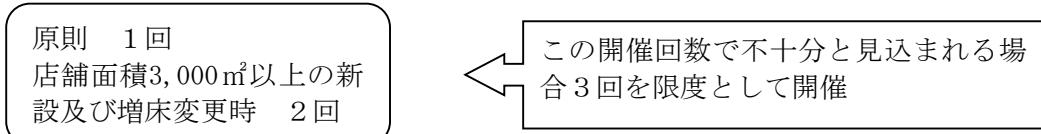
(3) 説明会の開催について

「愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱・事務処理要領」より

① 説明会の開催方法



② 説明会の開催回数



③ 説明会の公告方法

説明会開催者が以下のいずれかの方法により行い、県及び市町村にその内容を報告してください

① その地域の主な日刊新聞紙（中日、朝日、読売、毎日）への掲載
② その地域の主な日刊新聞紙（中日、朝日、読売、毎日）へのチラシの折り込み広告

なお、広告の範囲は下記のとおりです。

ア 店舗面積3,000m²未満の店舗⇒敷地境界から半径1kmの範囲
イ 店舗面積3,000m²以上の店舗⇒敷地境界から半径2kmの範囲

④ 説明会の開催に関する特例

すでに公告した説明会を開催することが出来ない場合

（法 § 7 IV・施行規則 § 13）

次に掲げる事由に該当する場合は速やかに県及び市町村に申し出てください。

①天災、交通途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能な場合
②説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって、説明会を円滑に開催できない場合

説明会を開催することが出来ないと県が認定した場合は、以下の方法により、説明会に替えて届出の内容を周知してください。

①その地域の主な日刊新聞紙（中日、朝日、読売、毎日）への掲載
②その地域の主な日刊新聞紙（中日、朝日、読売、毎日）へのチラシの折り込み広告

なお、広告の範囲は下記のとおりです。

ア 店舗面積3,000m²未満の店舗⇒敷地境界から半径1kmの範囲
イ 店舗面積3,000m²以上の店舗⇒敷地境界から半径2kmの範囲

⑤ 説明会の実施報告

説明会開催者は、説明会実施後2週間以内に「説明会実施状況報告書」を県及び市町村にそれぞれ1部提出してください。

(4) 関係行政機関への説明

「愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱・事務処理要領」より

① 大規模小売店舗立地法出店地連絡会議の開催

ア 大規模小売店舗立地法出店地連絡会議（愛知県主催）

3,000m²以上の新設及び3,000m²以上の増床変更時に開催します。

関係行政機関による、連絡会議を大規模小売店舗立地法出店地連絡会議として、出店地の市町村において開催しますので、設置者はこの会議において出店計画の概要を説明してください。

イ 市町村が主催し開催する会議

市町村が自主的に判断し大規模小売店舗立地に関する届出が提出された時に開催されることがあります。

取り扱いは、市町村によって異なりますので、市町村の指示に従ってください。

② 関係行政機関について

県関係の行政機関

- 防災安全局
　　県民安全課
- 環境局
　　環境政策部水大気環境課
　　資源循環推進課
　　出店地を所轄する県民事務所等
- 建設局
　　道路維持課、道路建設課
- 都市・交通局
　　都市基盤部都市計画課、都市整備課、公園緑地課
- 建築局
　　公共建築部住宅計画課
　　建築指導課
　　出店地を所管する県建設事務所
- 警察本部
　　生活安全部生活安全総務課、地域部地域総務課
　　交通部交通規制課

上記の行政機関には、届出の際県及び市町村が受け取った概要書等が配布されています。

設置者は、届出準備を行う際に関係行政機関と十分な調整を行うと共に、関係行政機関から説明を求められた場合は、計画概要について、説明を行ってください。

2 大規模小売店舗立地にかかる届出について

(1) 届出事項一覧

No 1

届出事項	関係法令等	提出部数	届出時期のめやす	届出様式 (様式番号は法施行規則 で定められている番号)	添付書類	記載上の留意事項等
◆新たに大規模小売店舗を設置しようとする場合 (新設又は増設などにより店舗面積が1,000m ² を超える建物を設置しようとする場合)	法第5条 第1項	6部	届出日から8ヶ月 は出店制限 開店予定日 約10ヶ月前	様式第1 「大規模小売店舗届出書」	<p>①法人の場合：登記事項証明書 (※コピー不可、正本1部のみ) 個人の場合：必要に応じて住民票の写し (※コピー不可、正本1部のみ)</p> <p>②主として販売する物品の種類</p> <p>③建物の位置及びその建物内の中売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 ア 建物配置図 イ 各階平面図</p> <p>④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠</p> <p>⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 ア 駐車場出入口の形式・数・位置 イ 周辺交差点における交通量調査結果 ウ 来客自動車の方向別台数予測の結果</p> <p>⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 ア 建物周辺見取図に来客自動車の経路を記載した図面 イ 来客に経路を案内する方法</p> <p>⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯</p> <p>⑧遮音壁を設置する場合は、その位置及び高さを示す図面</p> <p>⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合は、その稼働時間帯及び位置を示す図面</p> <p>⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠</p> <p>⑪夜間において施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合には、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠</p> <p>⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠</p>	<p>③図面の大きさは原則1/200から1/500とし各階平面図については、店舗部分をわかりやすく枠取りとともに、既に小売業を行っている店舗部分があれば、その部分を区別できるようにしてください。</p> <p>④指針に基づく計算式及び結果を添付してください。 (※計画地が都市計画法の用途地域上「商業地域」「近隣商業地域」に該当する場合も、原則として「その他地区」で算出してください。) また、指針によらない場合にはその理由と算出根拠等を具体的に示してください。</p> <p>⑤建物周辺見取図は出店地から半径1km程度の範囲を含む図面とします。 建物周辺見取図に周辺交差点における交通量調査の結果及び来客自動車の方向別台数予測の結果を表示してください。</p> <p>⑥建物周辺見取図に来客自動車を誘導する予定の経路をわかりやすく矢印で表示してください。</p> <p>⑩指針に基づく等価騒音レベルの予測・評価の結果を添付してください。</p> <p>⑪指針に基づく夜間の騒音レベルの予測・評価の結果を添付してください。</p> <p>⑫指針に基づく廃棄物等の排出量等の計算式及びその結果を添付してください。 また、指針の数値によらない場合はその理由と根拠を具体的に示してください。</p>

届出事項	関係法令等	提出部数	届出時期のめやす	届出様式 (様式番号は法施行規則 で定められている番号)	添付書類	記載上の留意事項等
◇大規模小売店舗の変更を行おう とする場合 ① 店舗名称・所在地変更 ② 設置者・小売業者の氏名（名称 ）・住所の変更、法人にあっては 代表者氏名の変更	法第6条 第1項	3部	変更後遅滞なく (変更後2週間 以内を目安)	様式第2 「変更届出書」	○必要に応じ、登記事項証明書など (※コピー不可、正本1部のみ)	
◇大規模小売店舗の変更を行おう とする場合 ①新設日の変更(繰り下げは除く) ②店舗面積の合計の変更 (1,000m ² 以下又は基礎面積の一 割以下のいざれか少ない面積の 増床は除く) ③施設の配置に関する事項の変更 ア駐車場の位置・収容台数の変更 (収容台数の増加は除く) イ駐輪場の位置・収容台数の変更 (収容台数の増加は除く) ウ荷さばき施設の位置・面積の変 更(面積の増加は除く) エ廃棄物保管施設の位置・容量の 変更 (容量の増加は除く)	法第6条 第2項	6部	届出日から8ヶ月 は変更制限 変更予定日 約10ヶ月前	様式第3 「変更届出書」	○法第5条第1項による届出の添付書類と同じ(変 更部分にかかるもののみ)	
④施設の運営方法に関する事項の 変更 ア開店時刻・閉店時刻の変更 (開店時刻の繰り下げ、閉店時刻 の繰り上げは除く) イ駐車場の利用可能時間帯の変更 ウ駐車場の出入口の数・位置の変 更 エ荷さばき作業の可能時間帯の変 更			事前に提出			

届出事項	関係法令等	提出部数	届出時期のめやす	届出様式 (様式番号は法施行規則で定められている番号)	添付書類	記載上の留意事項等
◆軽微な変更の場合	法第6条第4項ただし書 県要綱第9	2部	変更届提出時	要領様式第1 「大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの規定に基づく軽微な変更について」	○軽微変更であることを証する資料の提出 (知事の求めがあった場合)	
◆大規模小売店舗を廃止しようとする場合 (店舗面積の合計を基準面積(1,000m ²)以下にしようとする場合)	法第6条第5項	3部	廃止決定時すみやかに (決定後2週間以内を目安)	様式第4 「大規模小売店舗廃止届出書」		
◆説明会実施状況の報告	県要綱第10-6	県 1部 市町村 1部	(説明会開催日から2週間以内)	要領様式第5 「説明会実施状況報告書」	○公告した場合は、公告した方法を示すもの (新聞掲載記事の写し又は折り込みチラシ) ○説明会配布資料	
◇県の意見に対して変更の届出を行おうとする場合	法第8条第7項 県要綱第16	6部	意見を述べられた日から原則として2ヶ月以内	様式第5 「届出事項変更届出書」	○法第5条第1項届出の添付書類のうち、変更部分にかかるもの	
◇県の意見に対して変更しない旨の通知を行おうとする場合	法第8条第7項 県要綱第16	6部		任意様式	様式の定めはありませんので、県あてに以下の事項を記載して提出してください。 記載事項 大規模小売店舗の ①名称・所在地 ②県の意見の概要 ③変更しない旨とその理由	
◇県の勧告に対して変更の届出を行おうとする場合	法第9条第4項	6部	県勧告後 2ヶ月以内	様式第6 「届出事項変更届出書」	○法第5条第1項届出の添付書類の内、変更部分にかかるもの	
◆承継の届出を行おうとする場合	法第11条第3項	3部	承継後遅滞なく (2週間以内を目安)	様式第7 「承継届出書」	○大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証明する書類 ○必要に応じ登記事實証明書など	

届出事項	関係法令等	提出部数	届出時期のめやす	届出様式 (様式番号は法施行規則で定められている番号)	添付書類	記載上の留意事項等
<p>◇既存店が法第5条第1項第4号から第6号に掲げる事項を変更する届出を行おうとする場合</p> <p>①店舗面積の合計の変更 ②施設の配置に関する事項の現況変更 ア駐車場の位置・収容台数の変更 イ駐輪場の位置・収容台数の変更 ウ荷さばき施設の位置・面積の変更 エ廃棄物保管施設の位置・容量の変更</p>	法附則第5条 第1項	6部	<p>届出日から8ヶ月は 変更制限</p> <p>変更予定日の 約10ヶ月前</p>	様式第8 「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」	○法第5条1項届出の添付書類の内、変更部分にかかるもの	
<p>④施設の運営方法に関する事項の現況変更 ア開店時刻・閉店時刻の変更 (開店時刻の繰り下げ、閉店時刻の繰り上げは除く) イ駐車場の利用可能時間帯の変更 ウ駐車場の出入口の数・位置の変更 エ荷さばき作業の可能時間帯の変更</p>						

(2) 届出事項別手続一覧

(○：必須事項/△：任意事項/×：不要事項) N o. 1

立地法	項目	概要書	出店(変更) 制限	届出	添付 書類	公 告	縦 覧	説明会	住 民 意見書	本 県 意見等	備 考
§ 5 新設届	◆新設の届出 届出事項：法 § 5 I ①～⑥ 規則 § 3 I ①～④ II ①～④ 添付書類：法 § 5 II 規則 § 4 I ①～⑫	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	様式第1
§ 6 変更届	◆第1項 変更の届出 ・大規模小売店舗の名称及び所在地 ・設置者・小売業者の名称・住所等	×	なし	○	×	○	○	×	○	×	様式第2 遅滞なく届出
附則 § 5 I は 別 掲	◆第2項 変更の届出 ・大規模小売店舗の新設をする日 新設日の繰り上げ 新設日の繰下げ ・大規模小売店舗の店舗面積 店舗面積の増加(以下の場合を除く) 店舗面積>1万m ² で1,000m ² までの増床 店舗面積≤1万m ² で店舗面積×一割までの増床 店舗面積の減少 ・駐車場 駐車場の位置の変更	×	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	あらかじめ届出

立地法	項目	概要書	出店(変更) 制限時間	届出	添付 書類	公 告	縦 覧	説明会	住 民 意見書	本 県 意見等	備 考
	駐車場の収容台数の減少	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	
	駐車場の収容台数の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	
	・駐輪場										
	駐輪場の位置の変更	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	
	駐輪場の収容台数の減少	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	
	駐輪場の収容台数の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	
	・荷さばき施設										
	荷さばき施設の位置の変更	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	
	荷さばき施設の面積の減少	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	
	荷さばき施設の面積の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	
	・廃棄物等の保管施設										
	廃棄物等の保管施設の位置の変更	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	
	廃棄物等の保管施設の容量の減少	△	8ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	
	廃棄物等の保管施設の容量の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	
	・小売業者の開店時刻及び閉店時刻										
	開店時刻繰上げ・閉店時刻繰下げ	△	な し	○	○	○	○	○	○	○	
	開店時刻繰下げ・閉店時刻繰上げ	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	

立地法	項目	概要書	出店(変更) 制限時間	届出	添付 書類	公 告	縦 覧	説明会	住 民 意見書	本 県 意見等	備 考
	・駐車場利用可能時間帯の変更	△	な し	○	○	○	○	○	○	○	→軽微な変更に該当する旨、文書により申出
	・駐車場出入口の数及び位置の変更	△	な し	○	○	○	○	○	○	○	
	・荷さばき可能時間帯の変更	△	な し	○	○	○	○	○	○	○	
	◆第4項 軽微な変更 (店舗附属施設の位置の変更で、周辺の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと県が認めるもの)	△	な し	○	○	○	○	×	○	×	
	◆規則§11Ⅱ 説明会を開催する必要がないと県が認める変更	△	届出事項に より異なる	○	○	○	○	×	○	○	→説明会不要(敷地内の掲示)の変更である旨、申出
	◆第5項 基準面積以下とする変更(廃止届)	×	な し	○	×	○	×	×	×	×	様式第4
§ 8	◆県意見に係る変更	△	2ヶ月	○	○	○	○	×	×	勧告	様式第5
§ 9	◆県勧告に係る変更	△	な し	○	○	○	○	×	×	公 表	様式第6
§ 11	◆承 繼	×	な し	○	○	×	×	×	×	×	様式第7
附則 § 5 I	◆既存店の法§5Ⅰ④～⑥に係る変更 ④店舗面積の合計 ⑤施設配置 (駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設) ⑥運営方法 (開店時刻、閉店時刻、駐車場利用可能時間帯、駐車場の出入口の数と位置、荷さばき可能時間帯) →§6Ⅱただし書は適用されない	△	8ヶ月 ⇒変更部分 についてのみ なし ⇒変更部分 についてのみ	○	○	○	○	○	○	○	様式第8 あらかじめ届出

(3) 届出書等の様式

- ① 新設(法第5条第1項)の届出書 (施行規則様式)
様式第1

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

大 規 模 小 売 店 舗 届 出 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を使用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

② 変更（法第6条第1項）の届出書 （施行規則様式）
様式第2

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※備 考	

変　　更　　届　　出　　書

年　月　日

愛　知　県　知　事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

3 変更の年月日

4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

③ 変更（法第6条第2項）の届出書（施行規則様式）
様式第3

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※備 考	

変　　更　　届　　出　　書

年　月　日

愛　知　県　知　事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

④ 廃止（法第6条第5項）の届出書 （施行規則様式）
様式第4

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※備 考	

大 規 模 小 売 店 舗 廃 止 届 出 書

年　月　日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1 0 0 0 平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）
以下となる日
- 5 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

⑤ 説明会（法第7条第1項関係）の実施状況報告書
県事務処理要領様式第5

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

大規模小売店舗説明会実施状況報告書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による、説明会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の結果
別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

(別紙)

第 回説明会実施状況報告書

項目	内 容
店舗名	
所在地	
説明会開催にあたっての協議状況	
説明会の周知方法 ※いづれかの方法に○をつけて下さい	年 月 日 • 周辺 kmにチラシ各戸配布 新聞(部) 新聞(部) の朝刊に折り込み • 新聞に掲載 ※チラシ又は掲載記事等広告の内容が分かるものを添付すること
開催日時	年 月 日 () 時 ~ 時
開催場所	会場名 : 所在地 :
説明者	
出席者	①設置者等(氏名、役職名等) ②住民、事業者等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあっては、その団体名及び人数)
説明会の概要	※配布資料を添付すること
住民等の意見	(事項及びその内容)
設置者の対応	(応答内容)
特記事項	

注1 作成にあたっては、開催回ごとに区分すること。

注2 ホームページ等による周知を併せて行った場合は、特記事項に詳細を記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

⑥ 県意見に対する変更（法第8条第7項）の届出書 （施行規則様式）
様式第5

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※備 考	

届　出　事　項　変　更　届　出　書

年　月　日

愛　知　県　知　事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

⑦ 県勧告に対する変更（法第9条第4項）の届出書 （施行規則様式）
様式第6

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※備 考	

届　出　事　項　変　更　届　出　書

年　月　日

愛　知　県　知　事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

⑧ 承継（法第11条第3項）の届出書（施行規則様式）
様式第7

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※備 考	

承　　継　　届　　出　　書

年　月　日

愛　知　県　知　事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること
3 ※印の項は記載しないこと

⑨ 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（法附則第5条第1項）
(施行規則様式)

様式8

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※備 考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年　月　日

愛　知　県　知　事　殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を使用することが出来る時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

大規模小売店舗立地法届出の手引

編集・発行 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
(街づくりグループ)
TEL (ダイヤルイン) 052-954-6338

2024年